

# 官報号外

昭和五十五年十一月十四日

## ○第九十三回 参議院会議録第九号

昭和五十五年十一月十四日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第九号

昭和五十五年十一月十四日

午前十時開議

第一 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律案(衆議院提出)

第二 農業組合法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 公共企業体職員等共済組合法及び昭和四

十一年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 石炭関係諸法の強化延長及び新石炭政策の確立に関する請願

第七 廃炭地域振興臨時措置法等の強化延長に関する請願(二件)

○本日の会議に付した案件

一、臨時行政調査会設置法案(趣旨説明)  
以下 議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

次に、法案の内容について御説明申し上げま

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に對

す。

臨時行政調査会は、社会経済情勢の変化に対応

した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項

を調査審議し、その結論に基づいて、内閣総理大臣に意見述べ、または内閣総理大臣の諮問に對

し答申することを任務としております。

調査会の意見または答申については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととする

とともに、調査会は、これを内閣総理大臣から国

会に對して報告するよう申し出しができる規定を設けることとしております。これは、行政の

改善問題については、政府がその責めに任ずる

ことはもちろんあります。あらかじめその問題点を国民及びその代表たる国会に提示し、十分な御協力を仰ぎたいとの趣旨によるものであります。

調査会の組織については、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て任命する委員九人をもつて構成するとともに、専門の事項を調査審議させるため専門委員を、また、調査会の調査事務その他の事務を処理させるため事務局を置くこととしております。

また、調査会の権能については、行政機関の長等に対する資料の提出、意見の開陳、説明その他等の必要な協力を求めることが可能のこととしているほか、みずからその運営状況を調査することができるとしております。

なお、調査会は臨時の機関として設置されるものであり、政令で定める本法律の施行期日から起算して二年を経過した日に廃止されることとしております。

このほか、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が臨時行政調査会設置法案の趣旨でござい

ます。(拍手)

し、質疑の通告がござります。発言を許します。

野田哲君登壇 拍手

○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました臨時行政調査会設置法案に關連して、行政改革に対する政府の基本的な見解について若干の質問を行います。

戦後、歴代内閣は、行政改革を目途として幾たびか審議会、調査会などを設置し、その答申また

は勧告を受けておりますが、その実効はほとんど見るべきものはありません。

特に、一九六一年十一月には、行政を簡素化、能率化し、責任体制を明確にして、わだのない行政、國民のための行政を実現するために、從来の審議会とは異なったフーバー委員会日本版と、鳴り物入りで宣伝した臨時行政調査会が設置された

のであります。この調査会には、二億円に上る多額の費用と、百三十八名に及ぶ専門家が投入され、二年七ヵ月にわたる歳月をかけて一九六四年九月、千ページ余にわたるきわめて膨大な答申を出したのであります。

その内容は、内閣機能の改革、行政機構の統廃合、共管競合事務の改善、事務再配分、公務員、予算、会計など十六項目に及び、基本的、長期的展望に立つものから、当面早急に改善できるものまできわめて広範多岐にわたっております。しかし、この答申が一向に進捗しないところから、当時の佐藤内閣は、いわゆる一省庁一局削減を実施し、答申実現の起爆剤としたのであります。以来、今日までの間に手をつけたものは、行政監理委員会の設置、官房長官の國務長官への昇格、総合開発庁としての国土庁の設置、若干の審議会の統廃合と一部許認可の廃止などにすぎず、最も基本的な内閣の統合調整機能と行政の統一性を強めるための内閣府の設置、並びに予算編成権まで所掌する内閣補佐機構の設置には全く手がつけられていないのであります。

わが国行政制度の最大の欠陥は、各省庁の縦割

りのセクショナリズムが強過ぎることであります。したがって、社会経済情勢の変化に対応して政府全体として取り組まなければならないときほど機動的に対応できず、きわめて大きな障害となっています。この点についてはすでにメスが入れられているにもかかわらず、政府自体がこの提言を全く無視しているのはきわめて遺憾であります。

総理は、所信表明の中で、原敬氏の言葉を引用しつつ、行政改革はあらゆる時代において政府に求められている課題だと述べておられます。各省庁のセクショナリズムを開いて今後の行政改革にどう取り組んでいく方針なのか、また、今回設置しようとしている臨時行政調査会には何を期待されておられるのか、その所見をまず承ります。

先ほども若干触れましたが、第一次臨時行政調査会は、アメリカにおけるフーパー委員会を範としていることは周知のとおりであります。フーパー委員会は、一九四七年から二年間と、一九五三年からの二年間の二回にわたり、アメリカ合衆国連邦政府の行政改革について西側的な調査研究を行い、経費の節減、業務の重複の除去、不用業務の廃止など、行政運営に根本的なメスを入れ、その結果、勧告による経費の節減可能額は、当時の年間予算四百二十億ドル中五十億ドルに達するほど、そのあり方にについて考察を加えたことは、単にアメリカのみならず各国の行政改革の方に力強い示唆を与えた点で、その実績は高く評価されているのであります。

&lt;/

られるか。特に、臨時行政調査会と地方制度調査会で検討課題の重複する分野、あるいは方針の食い違いについてはどう調整されるのか、両大臣の見解を承りたいと思います。

池田内閣は、一九六〇年十二月、当時の行政審議会の答申を受けて第一次臨時行政調査会を設置

したのであります。が、この臨時行政調査会の設置の目的は、公務員の人員整理や身分に変更を加えるものでないことを国会のあらゆる場所でしばしば言明し、このことは後に衆参両院の内閣委員会の附帯決議にもなっているのであります。

申し上げるまでもなく、行政改革の本来の目的は、経済の発展、社会の変化に対応して、行政を国民の意識や行政需要の変化に合致させ、また、国民が必要とする行政機能を發揮させるとともに従来の行政を見直すなど、民主的で公正かつ効率的な国民本位の行政を確立するために、機構制度を含む財政全体を改革することであります。さらだ、行政改革は、公務員労働者が国民本位の行政に誠実かつ安心して専念できる身分の権利や市民的自由を確保し、同時に、行政の不正腐敗を摘発するよう、公務員に対する民主的権利と労働条件を確保するものでなければなりません。このような観点からすれば、今回設置しようとする臨時行政調査会の調査審議におきましても、いたずらに公務員労働者に不安を抱かせることのないよう、行政改革についての無理のない実行方策についても十分な配慮がなされるべきであるうえのあります。行政改革は、古くて新しい問題であります。これを実施する場合には、その背景をなす理念、基本的な考え方が必要であることは申し上げるまであります。しかるに、戦後、歴代内閣がとられた行政改革の手法は、諜の一律削減、一省一局削減の例に見られるごとく、いわば一律削

減方式でありまして、大平内閣のいわゆる五十五年行政改革におきます特殊法人の統廃合、並びに過日成立いたしましたいわゆるブロック機関の統廃合も同様の手法がとられているのであります。

一律整理方式も現実的な行政改革の手法ではあります。しかし、そこには何の合理性も見出せず、画一的、機械的なものであるところから、一的にもいかにも行政改革が実施されたごく見えます。が、やがてそれが将来の機構の膨張の因をなす結果に終わっていることがしばしば受けられるのも事実であります。

第一次臨時行政調査会の答申が進まないところから、一省一局削減といふいわばショック療法がとられた経緯から言えば、今回設置しようとしている臨時行政調査会の意見あるいは答申につきましては、総理のリーダーシップのもとにこれを確実に実行する姿勢で当たらなければ前車の轍を踏むものと言わなければなりません。総理並びに行政管理庁長官の決意を最後に伺つて、質問を終えたいと思います。(拍手)

〔國務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○國務大臣(鈴木善幸君) 野田さんにお答えをいたします。

まず、今回設置しようとしておる臨時行政調査会に何を期待するかとのお尋ねでございました。行政改革につきましては、行政の簡素明確化、費用の節減、効率的な運用というようなことが求められて重要であると考えております。いわゆる第二臨調に対しては、高度成長期に肥大化した行政の組織や事業の見直しのほか、新たな時代に対する臨時行政調査会の調査審議におきましても、いたずらに公務員労働者に不安を抱かせることのないよう、行政改革についての無理のない実行方策についても十分な配慮がなされるべきであるうえのあります。行政改革は、古くて新しい問題であります。これを実施する場合には、その背景をなす理念、基本的な考え方が必要であることは申し上げるまであります。しかるに、戦後、歴代内閣がとられた行政改革の手法は、諜の一律削減、一省一局削減の例に見られるごとく、いわば一律削

減方式であります。大平内閣のいわゆる五十五年行政改革におきます特殊法人の統廃合、並びに過日成立いたしましたいわゆるブロック機関の統廃合も同様の手法がとられているのであります。

一律整理方式も現実的な行政改革の手法ではあります。しかし、そこには何の合理性も見出せず、画一的、機械的なものであるところから、一的にもいかにも行政改革が実施されたごく見えます。が、やがてそれが将来の機構の膨張の因をなす結果に終わっていることがしばしば受けられるのも事実であります。

第二次臨調の委員構成については、申すまでもなく、いずれの意見や立場にも偏することなく、公正な人選を行つてまいる所存でございます。

最後に、第二次臨調の答申については、第一臨調の轍を踏むことのないよう確実に実行する姿勢で当たるようとのお話をございましたが、私は第一臨調の答申の実施もかなりの成果を上げていると評価いたしております。第二臨調の意見答申につきましては、先刻申し上げておりましたとおり、全政府的課題として受けとめて、速やかに実施に移してまいる所存でござります。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 新しい臨時行政調査会は離れみにじょうとうという考えは毛頭ございません。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

まず、今回設置しようとしておる臨時行政調査会に何を期待するかとのお尋ねでございました。行政改革につきましては、行政の簡素明確化、費用の節減、効率的な運用というようなことが求められて重要であると考えております。いわゆる第二臨調に対しては、高度成長期に肥大化した行政の組織や事業の見直しのほか、新たな時代に対する臨時行政調査会の調査審議におきましても、いたずらに公務員労働者に不安を抱かせることのないよう、行政改革についての無理のない実行方策についても十分な配慮がなされるべきであるうえのあります。行政改革は、古くて新しい問題であります。これを実施する場合には、その背景をなす理念、基本的な考え方が必要であることは申し上げるまであります。しかるに、戦後、歴代内閣がとられた行政改革の手法は、諜の一律削減、一省一局削減の例に見られるごとく、いわば一律削

減方式であります。大平内閣のいわゆる五十五年行政改革におきます特殊法人の統廃合、並びに過日成立いたしましたいわゆるブロック機関の統廃合も同様の手法がとられているのであります。

一律整理方式も現実的な行政改革の手法ではあります。しかし、そこには何の合理性も見出せず、画一的、機械的なものであるところから、一的にもいかにも行政改革が実施されたごく見えます。が、やがてそれが将来の機構の膨張の因をなす結果に終わっていることがしばしば受けられるのも事実であります。

第二次臨調の委員構成については、申すまでもなく、いずれの意見や立場にも偏すことなく、公正な人選を行つてまいる所存でございます。

最後に、第二次臨調の答申については、第一臨調の轍を踏むことのないよう確実に実行する姿勢で当たるようとのお話をございましたが、私は第一臨調の答申の実施もかなりの成果を上げていると評価いたしております。第二臨調の意見答申につきましては、先刻申し上げておりましたとおり、全政府的課題として受けとめて、速やかに実施に移してまいる所存でござります。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 新しい臨時行政調査会は離れみにじょうとうという考えは毛頭ございません。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

まず、今回設置しようとしておる臨時行政調査会に何を期待するかとのお尋ねでございました。行政改革につきましては、行政の簡素明確化、費用の節減、効率的な運用というようなことが求められて重要であると考えております。いわゆる第二臨調に対しては、高度成長期に肥大化した行政の組織や事業の見直しのほか、新たな時代に対する臨時行政調査会の調査審議におきましても、いたずらに公務員労働者に不安を抱かせることのないよう、行政改革についての無理のない実行方策についても十分な配慮がなされるべきであるうえのあります。行政改革は、古くて新しい問題であります。これを実施する場合には、その背景をなす理念、基本的な考え方が必要であることは申し上げるまであります。しかるに、戦後、歴代内閣がとられた行政改革の手法は、諜の一律削減、一省一局削減の例に見られるごとく、いわば一律削



専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車駐車対策の総合的推進)

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車利用の増大に伴い、自転車の駐車需要の著しい地域においては、一般公共の用に供される自転車駐車場の設置に努めるものとする。この場合において、地方公共団体又は道路管理者から鉄道用地の提供について申入れがあつたときは、鉄道事業者は、その事業との調整に努め、当該鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車駐車場を設置する場合は、この限りでない。

2 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパー、マーケット、銀行、遊技場等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

3 地方公共団体は、商業地域及び近隣商業地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパー、マーケット、銀行、遊技場等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者に対し、条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその

周辺に自転車駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

4 都道府県公安委員会は、自転車駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

(自転車駐車場の構造及び設備の基準)

5 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車の整理、相当の期間にわたり放置された自転車の撤去等に努めるものとする。

(自転車駐車場の構造及び設備の基準)

第六条 一般公共の用に供される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かり、周辺の土地利用状況及び自転車の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

(自転車の安全性の確保)

2 国は、前項の自転車駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第七条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第九条 自転車を利用する者は、道路交通法その

他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車を利用する者は、自転車駐車場以外の場所に自転車を放置することのないように努めなければならない。

(自転車登録を受けるよう努めるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第十一条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第十二条 自転車の製造(組立)を含む。以下同じ)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

(自転車登録等)

第十三条 国は、自転車の製造業とする者及び自転車の小売業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならぬ。

(国の助成措置等)

第十四条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場

の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車駐車場の設置に要する経費に充てるために起こそ地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(自転車駐車場の運営)

3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

(自転車駐車場の運営)

4 国及び地方公共団体は、民営自転車駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対して、国有財産法(昭和二十二年法律第七十三号)及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(附則)

○山崎昇君登壇 拍手  
山崎昇君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、公審及び交通安全対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
本法律案の主な内容は、  
第一に、自転車道等の整備、路側帯の設置等の交通規制の実施により、自転車交通の環境整備を

行うこと。

第二に、公共自転車駐車場の計画的整備、大規模駐車需要発生施設における自転車駐車場の設置、計画的な交通規制の実施、放置自転車の撤去等について定めること。

第三に、自転車の安全利用に関する交通安全教育の充実を図ることまた、自転車を利用する者の責務を明確にすること。

第四に、自転車の製造、販売に関する品質基準を整備するとともに、製造業者、小売業者の責務等について定めること。

第五に、自転車駐車場整備事業に対する国庫補助、地方債への配慮、民営自転車駐車場事業の育成のための資金のあっせん、国有財産の譲渡等について定めること等であります。

委員会においては、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第二 農住組合法案

(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長官

之原貞光君。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては次の事項に留意し、適切な措置を講ずべきである。

一、大都市圏における労働者の住宅難を解消するため、良質低廉な公営賃住宅の供給、地価抑

制対策を強力に推進すること。

二、国、地方公共団体は、農住組合の健全かつ民間的な運営が行われるよう、かつ必要に応じ民間供給能力を活用する際には、幣費がおこらなりよう適切な指導、助言に努めるとともに、組合が譲渡する住宅建設用地については、できる限り公的住宅用地として活用されるよう配慮すること。

三、國、地方公共団体は、本法の事業とともに関連公共公益施設の整備及び低利資金の融資に十分配慮して、適正な家賃、価格の形成に努めること。

四、農住組合の営農地区の設定に当たつては、都

市との緑と空間の保持及び生鮮な食品等の供給に配慮して、適切な指導をすること。

五、本法といわゆる宅地並み課税とは直接の関連を有するものではないことについて誤解を与えないよう十分留意すること。

右決議する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十月三十日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

農住組合法案

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 事業  
第一節 通則(第七条)

第二節 土地利用規約等(第十三条—第十四条)

第三節 交換分合(第九条—第十二条)

第四節 土地改良事業(第十二条)

第五節 農地利用規約等(第十三条—第十四条)

第三章 組合員(第十五条—第二十八条)

第四章 管理(第二十九条—第五十九条)

第五章 設立(第六十条—第七十条)

第六章 解散及び清算(第七十一条—第八十条)

第七章 監督(第八十一条—第八十五条)

第八章 雜則(第八十六条—第九十四条)

第九章 罰則(第九十五条—第九十八条)

附則

第一章 総則  
(目的)

農住組合法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

第一条 この法律は、大都市地域の市街化区域内農地の所有者等が協同して、必要に応じ当面の

営農の継続を図りつつ当該市街化区域内農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換するための事業を行うために必要な組織を設けることができるようにして、その組織の事業活動を通じてこれらの者の経済的・社会的地位の向上並びに住宅地及び住宅の供給の拡大を図り、もつて大都市地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「大都市地域」とは、都の区域(特別区の存する区域に限る)及び市町村でその区域の全部又は一部がこの法律の施行の日に首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百一十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域をいう。

2 この法律において「住宅地等」とは、住宅の用に供される土地及び店舗、事務所その他の利便施設、道路、公園その他の公共施設その他住宅市街地に設置することが通常適当であると認められる建築物又は施設の用に供される土地をいう。

3 この法律において「一団の住宅地等」とは、住

宅地等として現に利用されている、及び利用されることとなる一団の土地(一団の営農地等を除く)をいう。

4 この法律において「農地等」とは、現に農業の用に供されている農地及び採草放牧地並びにこれらに隣接し、かつ、これらと一体となつて農業の用に供されている農業用道路その他の土地をいう。

5 この法律において「市街化区域内農地」とは、この法律の施行の日における都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第七条第一項の規定による市街化区域(以下「市街化区域」という。)の区域内にある農地(採草放牧地を含む。以下同じ。)をいう。

(登記)

第六条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

第二章 事業

第一節 通則

(事業)

第七条 組合は、第一条の目的を達成するため、その地区内において、次に掲げる事業を行う。

一 良好な住宅地等の造成を目的とする土地の区画形質の変更及びこれに併せて整備する」とが必要な公共施設の整備

二 住宅の建設、賃貸その他の管理又は譲渡(当該住宅の用に供されている土地の賃貸その他の管理又は譲渡を含む。)

三 前二号の事業に附帯する事業

2 組合は、前項に規定する事業のほか、第一条

2 組合でないものは、その名称中に農住組合という文字を用いてはならない。

(事業の目的)

第五条 組合は、その行う事業によつてその組合員のために直接の奉仕することを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

1 組合員及び一般公衆の利便に供される店舗、事務所その他の利便施設の建設、賃貸その他の管理又は譲渡(当該利便施設の用に供されている土地の賃貸その他の管理又は譲渡を含む。)を達成するため、その地区内において、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

二 住宅又は店舗、事務所その他の利便施設を建設するため土地を必要とすると認められる者で政令で定めるものに対して行う土地の賃貸その他の管理又は譲渡

三 前項第一号の事業の円滑な実施を図るために必要な土地に関する権利の交換分合に必要な土地に関する権利の交換分合

四 農産物処理加工施設その他組合員の営農上必要な共同利用施設の設置又は管理(次号に掲げるものを除く。)

五 客土、暗きよ排水その他の農地の利用又は保全のため必要な事業で政令で定めるもの

六 組合員及び一般公衆の利用に供されるレクリエーション施設の設置及び管理

七 組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供

八 第十三条第一項に規定する農地利用規約の設定及び第十四条第一項に規定する農地利用契約の締結

九 前各号の事業に附帯する事業

昭和五十五年十一月十四日 参議院会議録第九号

農住組合法案

一八五

8 第一項第一号に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。次条第一項において同じ。）は、組合の地区内の市街化区域内農地等の全部又は相当部分を含む一団の土地について行うものとする。

4 第二項第四号又は第五号に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）は、組合員が当面営農を継続するのに必要な限度を超えるものであつてはならない。

#### 第二節 土地区画整理事業

##### （土地区画整理事業）

第八条 組合が前条第一項第一号に掲げる事業を

地区区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）

第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同

条第二項に規定する事業を含む。以下「土地区

画整理事業」という。）として行う場合には、組

合を同法第三条第一項の規定により数人共同し

て施行する土地区画整理事業の施行者とみなして、同法の規定（第九条第一項、第十二条及び第十二条を除く。）を適用する。この場合において、同法第六条第三項中「わざらないよう」とあるのは、「わざらず、農住組合の地区と一致し、かつ、組合員（准組合員を除く。）の有する所有権又は借地権の目的となつている宅地以外の宅地及び市街化区域外の土地を含まないよう

に」と読み替えるものとする。

2 土地区画整理法の規定の適用についての必要な技術的説明は、政令で定める。

3 組合は、第一項の規定により適用される土地区画整理法第四条第一項の規約若しくは事業計

画を定め、若しくは変更し、又は同法第八十六條第一項の換地計画を定め、若しくは変更しようとするときは、組合員（第十五条第一号の規定による組合員（以下「准組合員」という。）を除く。）全員の合意によらなければならない。

4 第一項の規定により適用される土地区画整理法第四条第一項の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、一団の住宅地等及び一団の営農地等の区域を定めることができる。

5 第一項の規定による土地区画整理法第二百三十三条及び第二百二十四条の規定の適用については、前二項の規定は、同法の規定とみなす。

#### 第三節 交換分合

##### （交換分合計画の決定手続）

第九条 組合は、第七条第二項第二号に掲げる事業を行おうとする場合には、総会の議決を経て、交換分合計画を定め、その交換分合計画により同号の交換分合（以下「交換分合」という。）をする

べき土地について所有権、地上権、永小作権、

質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他

の使用及び収益を目的とする権利を有する者の

すべての同意を得て、都府県知事の認可を受けなければならぬ。

2 前項の交換分合計画は、主務省令で定めるところにより一団の住宅地等及び一団の営農地等が適切に配置され、それとの用途に応じた土

地の有効利用が図られるようこれを定めなければならない。

3 都府県知事は、交換分合計画において定める農地に係る権利の設定又は移転（市街化区域内農地を住宅地等へ転換するためのものを除く。）の内容が農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認めるとときは、第一項の規定による認可をしてはならない。

4 交換分合計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該交換分合計画において定める農地に係る権利の設定又は移転については、市街化区域内農地を住宅地等へ転換するためのものについては農地法第五条第一項第三号に規定する場合に該当するものとして同項の許可を要しない場合に該当するものとみなし、それ以外のものにあつては同法第三条第一項の許可があつたものとみなす。

5 第一項の規定により所有者が失うべき土地を定めないでその所有者が失うべき土地を定める場合において、その所有者が失うべき土地の全部又は一部について先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により交換分合計画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及すべき清算金の額を併せて定めなければならない。

#### （土地改良法の準用）

##### （土地改良法の準用）

第十一条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五条）第九十九条（第一項及び第二項を除く。）第百一条第二項、第百二十二条から第百七条まで、第百八条第一項及び第二項、第百九条、

第一百十条、第百十二条、第百十三条、第百十四条第一項、第百十五条规定（第一項第

二号から第五号まで及び第二項を除く。）、第百二十二条から第百二十三号まで、第百三十七条、第百三十八条（第二号から第四号までを除く。）、第百三十九条並びに第百四十二条の規定

は、交換分合について準用する。この場合にお

的とする権利（以下「使用収益権」という。）を有する者があるときは、組合は、その所有者が取得すべき土地を定めないことについてこれらの者のすべての同意を得なければならない。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該交換分合計画においてその額並びに支払及び徵収の方法及び時期を定めなければならない。

3 前項の規定により所有者が失うべき土地を定める場合には、金銭による清算をするものとし、当該交換分合計画においてその額並びに支払及び徵収の方法及び時期を定めなければならない。

4 交換分合計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該交換分合計画において定める農地に係る権利の設定又は移転については、市街化区域内農地を住宅地等へ転換するためのものについては農地法第五条第一項第三号に規定する場合に該当するものとして同項の許可を要しない場合に該当するものとみなし、それ以外のものにあつては同法第三条第一項の許可があつたものとみなす。

5 第一項の規定により所有者が失うべき土地を定めないでその所有者が失うべき土地を定める場合において、その所有者が失うべき土地の全部又は一部について先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により交換分合計画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及すべき清算金の額を併せて定めなければならない。

いて、これらの規定の準用について必要な技術的読解は、政令で定める。

#### 第四節 土地改良事業

##### (土地改良事業の施行)

第十二条 組合が第七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業として行う場合には、組合を同法第九十一条第一項の規定により土地改良事業を行なう農業協同組合とみなして、同法第二章第三節及び第五章(第百三十三条の二第三項、第百十九条、第百二十条及び第百二十六条を除く。)の規定並びに第百三十八条(第二号から第四号までを除く。)、第百三十九条及び第百四十二条の規定を適用する。

##### (農地利用規約等)

第十三条 組合は、一団の営農地等に属する農地について所有権又は使用収益権を有する組合員で当面の営農の継続を希望するものの合意による申出に基づき、これらの者の当面の営農の円滑な継続に資するよう、当該農地の利用に関する規約(以下「農地利用規約」という。)を定めることができる。ただし、当該農地の区域が次に掲げる条件に適合する一団の土地の区域でないときは、この限りでない。

一 おおむね一ヘクタール以上の規模の区域であること。

二 周辺の土地利用の状況、用排水その他の状況を勘案して当面の営農の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

況を勘案して当面の営農の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

2 農地利用規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 農地利用規約の対象となる農地の区域(以下「営農地区」という。)
- 二 農地としての管理に関する事項
- 三 住宅地等への転換に関する事項
- 四 農地利用規約に違反した場合の措置
- 五 農地利用規約の有效期間

3 組合は、農地利用規約を定めたときは、主務省令で定めるところにより、これを市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に提出して、当該農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定を受けることができる。

4 市町村長は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、申請に係る農地利用規約の設定手続又は申請手続が法令に違反していると認めるときは、同項の認定をしてはならない。

5 市町村長は、第三項の認定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、農地利用規約の設定、変更及び廃止並びに認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

7 市町村長は、農地利用規約の認定及びその取消しに關し、当該組合から必要な報告を徵する

ことができる。

##### (農地利用契約)

第十四条 組合は、前条第三項の認定を受けた農地利用規約の目的を達成するため必要があると認めるとときは、組合員以外の者で当該一団の営農地等に属する農地(営農地区に隣接しているものを除く。)について所有権又は使用収益権を有するものと、当該農地利用規約により組合員が遵守すべきこととされる事項と同一の事項をこれら者が遵守すべきことをその内容とする契約(以下「農地利用契約」という。)を締結することができる。

2 組合員の責任は、第十九条の規定による経費の負担を除くほか、その出資額を限度とする。

3 組合員の責任は、第十九条の規定による経費の負担を除くほか、その出資額を限度とする。

4 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

5 組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

6 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、前条第一項の申出をした者のほか、当該農地利用契約を締結した者の同意を得なければならない。

7 組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

8 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならぬ。

9 組合員の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

10 組合員は、持分を共有することができない。

##### (議決権及び選挙権)

第十五条 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 組合の地区内の土地(国又は地方公共団体の所有する土地)整理法第二条第五項に規定する公共施設の用に供する土地を除く。)に

ついて所有権又は借地権(借地法(大正十年法律第四十九号)にいう借地権をいう。以下同じ。)を有する者

有する者(前号に掲げる者を除く。)

##### (出資)

第十六条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならぬ。

3 組合員の責任は、第十九条の規定による経費の負担を除くほか、その出資額を限度とする。

4 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

5 組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

6 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、前条第一項の申出をした者のほか、当該農地利用契約を締結した者の同意を得なければならない。

7 組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

8 組合員の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

9 組合員は、持分を共有することができない。

##### (議決権及び選挙権)

第十八条 組合員(准組合員を除く。)は、各個の議決権及び役員の選挙権を有する。

1 組合員は、定款で定めるところにより、第三十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、これを出席者とみなす。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、これを出席者とみなす。

4 代理人人は、五人以上の組合員を代理すること

ができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(経費)

第十九条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過意金)

第二十条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対する過意金を課すことができる。

(加入の自由)

第二十一条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入に困難な条件を付してはならない。

官 報 号 外)

(脱退の自由)

第二十二条 組合員は、六十日前までに予告し、事業年終末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第二十三条 組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解教

(時効)

第二十六条 前二条の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

(持分の払戻しの停止)

第二十七条 組合は、脱退した組合員がその組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第二十八条 組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

(出資の払込み、経費の支払その他組合に對する義務を怠つた組合員)

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に對する義務を怠つた組合員

(前項の除名)

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

(脱退者の持分の払戻し)

四 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に對抗することができない。

(前項の持分の払戻し)

五 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(前項の持分は、脱退した事業年度末における当該組合の財産によつてこれを定める。)

(損失額の払込み)

六 前項の持分を計算するに当たり、組合の財産をもつて債務を完済するに足りないときは、当該組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(法定脱退)

第二十五条 組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解教

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の定数、職務の分担及び選舉又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

十三 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに對して与える出資口数を記載しなければならない。

十四 主務大臣は、模範定款例を定めることができない。

十五 組合員は、定款で定めなければならない。

十六 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十七 第二十九条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十八 第二十九条 組合の定款には、次に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

十九 第三十条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

二十 第三十一条 組合に關する規定

二十一 第三十二条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めなければならない。

二十二 第三十三条 組合に關する規定

二十三 第三十四条 組合に關する規定

二十四 第三十五条 組合に關する規定

二十五 第三十六条 組合に關する規定

二十六 第三十七条 組合に關する規定

二十七 第三十八条 組合に關する規定

二十八 第三十九条 組合に關する規定

二十九 第四十一条 組合に關する規定

三十 第四十二条 組合に關する規定

三十一 第四十三条 組合に關する規定

三十二 第四十四条 組合に關する規定

三十三 第四十五条 組合に關する規定

三十四 第四十六条 組合に關する規定

三十五 第四十七条 組合に關する規定

三十六 第四十八条 組合に關する規定

三十七 第四十九条 組合に關する規定

三十八 第五十条 組合に關する規定

三十九 第五一条 組合に關する規定

四十 第五十二条 組合に關する規定

四十一 第五十三条 組合に關する規定

四十二 第五十四条 組合に關する規定

四十三 第五十五条 組合に關する規定

四十四 第五十六条 組合に關する規定

四十五 第五十七条 組合に關する規定

四十六 第五十八条 組合に關する規定

四十七 第五十九条 組合に關する規定

四十八 第六十条 組合に關する規定

四十九 第六十一条 組合に關する規定

五十 第六十二条 組合に關する規定

五十一 第六十三条 組合に關する規定

五十二 第六十四条 組合に關する規定

五十三 第六十五条 組合に關する規定

五十四 第六十六条 組合に關する規定

五十五 第六十七条 組合に關する規定

五十六 第六十八条 組合に關する規定

五十七 第六十九条 組合に關する規定

五十八 第七十条 組合に關する規定

五十九 第七十一条 組合に關する規定

六十 第七十二条 組合に關する規定

六十一 第七十三条 組合に關する規定

六十二 第七十四条 組合に關する規定

六十三 第七十五条 組合に關する規定

六十四 第七十六条 組合に關する規定

六十五 第七十七条 組合に關する規定

六十六 第七十八条 組合に關する規定

六十七 第七十九条 組合に關する規定

六十八 第八十条 組合に關する規定

六十九 第八十一条 組合に關する規定

七十 第八十二条 組合に關する規定

七十一 第八十三条 組合に關する規定

七十二 第八十四条 組合に關する規定

七十三 第八十五条 組合に關する規定

七十四 第八十六条 組合に關する規定

七十五 第八十七条 組合に關する規定

七十六 第八十八条 組合に關する規定

七十七 第八十九条 組合に關する規定

七十八 第九十条 組合に關する規定

七十九 第九十一条 組合に關する規定

八十 第九十二条 組合に關する規定

八十一 第九十三条 組合に關する規定

八十二 第九十四条 組合に關する規定

八十三 第九十五条 組合に關する規定

八十四 第九十六条 組合に關する規定

八十五 第九十七条 組合に關する規定

八十六 第九十八条 組合に關する規定

八十七 第九十九条 組合に關する規定

八十八 第一百条 組合に關する規定

が総会(設立当時の役員にあつては、創立総会)において選挙する。ただし、定款で定めるところにより、総会外において選挙することができる。

4 役員の選挙は、無記名投票によつて行う。ただし、定款で定めるところにより、役員候補者は投票を省略することができる。

5 投票は、組合員一人につき一票とする。

6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合にあつては、当該候補者)を当選人とする。

7 総会外において役員の選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあつては、創立総会)において選任することができる。

9 理事の定数の少なくとも三分の一は、組合員(准組合員を除く。以下この項において同じ。)たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。ただし、設立当時の理事は、設立の同意を申し出た個人又は設立の同意を申し出た法人の業務を執行する役員でなければならない。

(役員の任期)

第三十二条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるとおり、設立総会(合併による設立にあつては、わらず、創立総会(合併による設立にあつては、その期間は一年を超えてはならない。)

(理事の職務)

第三十三条 理事は、法令、法令に基づいてする行政令の処分、定款、事業基本方針及び規約(以下「法令等」という。)並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行つたとき又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対する連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十二条第一項の書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(役員の兼職禁止)

第三十四条 理事は、監事又は組合の使用者と、監事は、理事又は組合の使用者と、それぞれ兼任することができない。

(理事の自ら契約等の禁止)

第三十五条 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟について

が総会(設立当時の役員にあつては、創立総会)

第三十二条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるとおり、設立総会(合併による設立にあつては、わらず、創立総会(合併による設立にあつては、その期間は一年を超えてはならない。)

(理事の職務)

第三十六条 理事は、毎事業年度一回通常総会を設立委員において定める期間とする。ただし、その期間は一年を超えてはならない。

第三十七条 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十八条 理事の職務を行つたとき又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会招集の手続)

第三十九条 総会招集の通知は、その総会の日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)

第四十条 組合が組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあつてればよい。

2 組合員及び組合の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(役員の改選の請求)

第四十三条 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の改選を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。

ただし、法令等の違反を理由として改選を請求

ても、同様とする。

(総会の招集)

第三十六条 理事は、毎事業年度一回通常総会を設立委員において定める期間とする。ただし、その期間は一年を超えてはならない。

1 氏名又は名称及び住所

2 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

3 出資口数及び出資各口の取得の年月日

4 払込済出資額及びその払込みの年月日

5 准組合員である者については、その旨

6 払込済出資額及びその払込みの年月日

7 出資口数及び出資各口の取得の年月日

8 振算関係書類の提出、備付け及び閲覧

9 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

10 第四十二条 理事は、通常総会の日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

11 第四十三条 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の改選を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。

ただし、法令等の違反を理由として改選を請求





2 定款等作成委員は、四人以上でなければならぬ。

3 設立準備会の議事は、出席した組合員（准組合員を除く。）となろうとする者の過半数の同意をもつて決する。（事業基本方針）

第六十四条 事業基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 組合の地区において、組合員の当面の營農の継続を図りつつ市街化区域内農地を住宅地等へ転換するため組合が行う事業の種類及びその実施の方針

二 その他主務省令で定める事項

2 事業基本方針に定められる事業の種類その他の事項は、組合の地区内の土地について定めなけれども、都市計画に適合するよう定めなければならない。

（農業団体等に対する事業基本方針の送付等）

第六十五条 定款等作成委員が事業基本方針を作成したときは、発起人は、次条第一項の規定による公告前に、主務省令で定めるところにより、当該事業基本方針を主務省令で定める農業団体等に送付するものとする。

2 前項の規定により発起人から事業基本方針の送付を受けた農業団体等は、発起人に對し、当該事業基本方針について意見を述べることができる。

3 前項の規定により農業団体等が意見を述べたときは、発起人は、その概要を創立総会に提出するものとする。

ときは、発起人は、その概要を創立総会に提出するものとする。

（創立総会）

第六十六条 定款等作成委員が定款及び事業基本方針を作成したときは、発起人は、これを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

2 前項の規定による公告は、創立総会の日の二週間前までにしなければならない。

3 定款等作成委員が作成した定款及び事業基本方針の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款及び事業基本方針を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者でその創立総会の日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

6 前項に規定する者は、書面及び代理人をもつて議決権及び選挙権行使することができる。

7 第十八条（第二項を除く。）第四十九条第一項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第一百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十二条及び

三百五十三条の規定（これらの規定中監査役）

に関する部分を除く。）は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条规定中「第二百三十二条」とあるのは「農住組合法第六十六条第一項」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「農住組合法第六十六条第五項」と読み替えるものとする。

（設立の認可の申請）

第六十七条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、主務省令で定めるところにより、定款及び事業基本方針並びに事業計画を都府県知事に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、都府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による認可の申請を行うことができるのは、この法律の施行の日から十年を経過する日までとする。

（設立の認可）

第六十八条 都府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、その認可をしてはならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業基本方針の内容が、法令又は法令に基づいてする行政

の処分に違反するとき。

二 組合の行う事業のために必要な経済的基礎を欠く等事業基本方針に記載される事項を達成することが著しく困難であると認められる（理事への事務引渡し）

ときは、発起人は、その概要を創立総会に提出するものとする。

とき。

三 組合の事業の実施により組合の地区内の市街化区域内農地等の相当部分が住宅地等へ転換される見込みが確実でないとき。

四 地区の全部又は一部が他の組合の地区と重複することとなるとき。

（都府県知事）

2 都府県知事は、組合の地区に飛び農地が含まれる場合においては、当該飛び農地を住宅地等として利用する見込みが確実であり、かつ、当該飛び農地について所有権又は使用収益権を有する者で設立の同意を申し出たものが組合の地区にある市街化区域内農地（飛び農地であるものを除く。）において当面営農を継続する見込みが確実であると認められるときでなければ、前条第一項の認可をしてはならない。

3 都府県知事は、組合の地区に市街化区域外の土地が含まれる場合においては、当該土地が農地等であり、かつ、政令で定めるところにより当該土地を農地等として利用することが組合の地区内の市街化区域内農地等の住宅地等への円滑な転換に資する」ととなると認められるときでなければ、前条第一項の認可をしてはならない。

4 都府県知事は、前条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ関係市町村（特別区を含む。）の意見を聽かなければならない。

第六十九条 設立の認可があつたときは、発起人

は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならぬ。

2 理事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転につき第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立後にすることを妨げない。

(成立の時期)

第七十条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(解散の事由)

第七十一条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

1 総会の決議  
2 組合の合併  
3 組合の破産  
4 定款で定める存立時期の満了

5 第八十四条第一項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、都府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第六十七条第二項及び第六十八条の規定は、前項の二号から第四号までを除く。の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

4 組合は、第一項に掲げる事由のほか、組合員

(准組合員を除く。)が四人未満になつたことにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を都府県知事に届け出なければならない。

(合併の手続)

第七十二条 組合が合併しようとするときは、各組合の総会において合併を議決しなければならない。

2 合併をするには、定款及び事業基本方針を都府県知事に提出して合併の認可を申請しなければならない。

(合併による権利義務の承継)

第七十三条 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に関して有する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)

第七十六条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合においては、理事がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第七十七条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めるなければならない。

(業務又は財産状況の報告の徴収)

第七十三条 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員(准組合員を除く。)の中から選任した設立委員が共同して、定款及び事業基本方針を作成し、役員を選任し、その他の設立に必要な行為をしなければならない。

第七十八条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

(業務又は会計状況の検査)

第八十二条 組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、都府県知事は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(合併の時期)

第七十四条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合がその主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

ない。

第八十条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訴事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、

三百三十六条、三百三十七条並びに三百三十八条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業組合法第七十六条」と読み替えるものとする。

ない。

(民法及び非訴事件手続法の準用)

第六十七条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、三百三十六条、三百三十七条並びに三百三十八条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業組合法第七十六条」と読み替えるものとする。

ない。

ない。



の規定による第一種生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請するものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第八十九条 組合(政令で定める要件に該当する組合員(准組合員を除く。)が過半を占めるものに限る。)が市街化区域内農地を転用して賃貸住宅を建設する場合において、当該賃貸住宅の規

模、構造及び設備が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第二項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、当該賃貸住宅が同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、当該組合を

(大都市の特例)

第九十条 この法律中都府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、政令で定める

ところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都府県知事に関する規定は、指定都市の長に適用があるものとする。

として、同法の規定を適用する。

2 組合が市街化区域内農地(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四八年法律第二百二号)第二条に規定する特定市街化区域農地に該当するもの及び大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第五条第一項の規定による土地整理促進区域又は同法第二十四条第一項の規定による住宅街区整備促進区域内のものを除く。)を転用し、その土地に組合員の委託を受けて賃貸住宅を建設する場合においては、

当該賃貸住宅が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項に規定する特

定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める

基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定期賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

総理大臣、農林水産大臣及び建設大臣とする。この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(内閣総理大臣の委任)

第九十四条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を国土庁長官に委任することができる。

第九章 罰則

第九十五条 組合の役員が、どのような名義をもつてするのであっても、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役刑及び罰金刑を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には適用しない。

第九十六条 第八十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十二条の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の從業者がその組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合

第七十二条第四項において準用する第五十二条第五十二条第五項又は第四十六条第四項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は

第七十二条第五項又は第五十三条第二項の規定に違反したとき。

六 第四十三条第五項又は第四十六条第四項の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第五十二条第五項又は第五十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は組合の合併をしたとき。

八 第五十四条から第五十七条までの規定に違反したとき。

九 第五十九条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

10 第七十二条第五項の規定に違反したとき。

ができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第六条第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 第二十二条、第二十三条第二項後段、第三十四条又は第三十六条の規定に違反したとき。

四 第三十七条又は第三十八条(これらの規定を第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第四十二条第一項若しくは第四十二条第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十二条第三項若しくは第四十二条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

六 第四十三条第五項又は第四十六条第四項の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第五十二条第五項又は第五十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は組合の合併をしたとき。

八 第五十四条から第五十七条までの規定に違反したとき。

九 第五十九条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

10 第七十二条第五項の規定に違反したとき。

第九十三条 この法律における主務大臣は、内閣

十一 第七十七条又は第七十九条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第七十八条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十三 第八十条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第八十条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第八十条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠ったとき。

二 第四十七条の規定に違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。  
第三项の規定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第九十八条 第四条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に農住組合という文字を用いている者については、

第四条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

#### (国土庁設置法の一部改正)

第三条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「ミをシ」と、メをミと

し、ユをメとし、キをユとし、サをキとし、アをサとし、テをアとし、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤ

の次に次のように加える。  
マ 農住組合法(昭和五十五年法律第

号)

第五条第二項中「コからキまで及びミ」を「エ

からユまで及びシ」に改め、同条第四項中「及び

ヤ」を「からマまで」に改め、同条第五項中「マか

らフ」を「ケからコ」に改め、同条第七項中「ユ及

びメ」を「メ及びミ」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第四条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第七号の次に次の一号を加える。

(施行期日)

七の二 農住組合法(昭和五十五年法律第

号)の施行に関する事務で農林水産省

の所掌に属するものを処理すること。(構

造改善局の所掌に属することを除く。)

第九条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

(宮之原貞光君登壇、拍手)

十三の二 農住組合法の施行に関する事務で農林水産省の所掌に属するもののうち農住

組合が行う交換分合、土地改良事業、農地利用規約の設定及び農地利用契約の締結に関すること。

第五条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号の七を第二十二号の八とし、第二十二号の六の次に次の一号を加える。

二十二の七 農住組合法(昭和五十五年法律

号)の施行に関する事務を管理する

こと。

第四条第三項中「第一十一号の六までに規定する事務」の下に、同条第二十二号の七に規定する事務(都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く。)を加え、同条第四項中「並びに同条第六号」を、同条第六号に改め、「第七号の四までに規定する事務」の下に「並びに同条第二号の七に規定する事務のうち農住組合が行う事業で土地区画整理事業及び交換分合に係るものに関するもの」を加え、同条第七項中「、第二

号」に規定する事務、同条第二十二号の七に規定する事務のうち農住組合が行う事業で住宅の建設、賃貸その他の管理又は譲渡に係るものに関するもの、同条第二十一号の八に改める。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して西ヶ久保委員より反対の旨の、

自由民主党・自由国民会議を代表して増田委員より賛成の旨の、日本共産党を代表して上田委員より反対の旨の、公明党・国民会議を代表して原田委員より賛成の旨の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、坂野委員より、大都市圏における勤労者の住宅難を解消するため、良質低廉な公共賃貸住

組合法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、大都市地域におきまして住宅地及び住宅の供給を拡大し、あわせて市街化区域内農地の所有者等の経済的社会的地位の向上を図るため、これらの者が協同して、必要に応じ当面の営農の継続を図りつつ市街化区域内農地を円滑に住宅地等へ転換するための事業を行う組織を設けるものであります。

委員会におきましては、本案の宅地供給への効果、農住組合に対する指導監督、予算、税制上の配慮、遊休地の現状と活用策、いわゆる宅地並み課税との関連性、都市における近郊農業の役割り等について熱心な質疑が行われました。

さらに、本案の重要性にかんがみ、農林水産委員会と連合審査会を開き、慎重に審査を行いましたが、これらの詳細は会議録に譲ることといたします。

宅の供給、地価抑制対策を強力に推進すること、外四項目にわたる附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

日程第四 公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まことに、委員長の報告を求めます。内閣委員長林道君。

一、費用

本法律施行により、昭和五十五年度において必要な経費は約二十一億三千七百万円と見込まれているが、追加費用等として措置される分を除き組合員の掛金及び国の負担金等による保険料で賄われる。

改定に関する法律の一部を改正する法律案

第七十九条の二第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に改める。

第八十二条の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に改める。

第八十五条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十八条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に改める。

第三条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案

(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一項中「第三項において」を

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月十三日 内閣委員長 林道君 参議院議長 德永正利殿 要領書

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第七十六条の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第七十八条第三項第一号及び第七十九条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第七十九条の二第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に改める。

第八十二条の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に改める。

第八十五条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十八条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に改める。

第三条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案

(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一項中「第三項において」を

三万七千六百円に改める。

附則第十三条の二第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に改める。

別表第三条中「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

附則第十三条の六第一項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

別表第三条中「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

附則第十三条の六第一項中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に改める。

別表第三条中「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

附則第十三条の六第一項中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に改める。

別表第三条中「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

「以下の条において」に改め、同条に次の三項を加える。

5 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第五条の四第一項」とあるのは「第十五条の四第四項の規定により読み替えたる同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 前二項の規定は、第四項の規定の適用を受けて現に支給されているものについて準用する。

附 則  
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施

行法」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

3 改正後の法の規定(改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定を除く。)及び改正後の施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

4 改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

一 費用  
(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)  
本法律施行により、昭和五十五年度において必要な経費は約三十億五千七百万円と見込まれているが、追加費用等として措置される分を除き組合費の掛金及び公共企業体の負担金等による保険料理で賄われる。

公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

著査報告書  
第五十条の二第四項第一号中「二万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第五十五条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改め、同条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一萬九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第一条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改め、同条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一

昭和五十五年十一月十三日 内閣委員長 林 道

参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十五年十一月四日 衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「四十九万二千円」と改め、同条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

組合法(以下「改正後の法」という。)の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法(以下「改正後の施

行法」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

3 改正後の法の規定(改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定を除く。)及び改正後の施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

4 改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

第五十八条第三項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

三十六章

第五十九条の四第三項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

## 第六十一条の二第三項並びに附則第六条の四

「五十四」を「一千五百四」に改める。

**附則第六条の六中「五十五万三千円」を一六九**

## (昭和四十一年度以後における公共企業体職員)

等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金

**第二一条** 昭和四十二年度以後における公共企業は

職員等共済組合法に規定する共済組合が支給

法律第百六号)の一部を次のように改正する。

前各項の規定の適用を受ける通算退職年金

前各項の規定の適用を受ける通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、四

和五十五年六月分以後 第一項第一号中

卷之三

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## 2 第一条の規定による改正後の公共企業体職

昭和五十五年十一月十四日 參議院会議録第九号

等共済組合法（以下「改正後の法」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。  
(退職年金等の額に関する経過措置)  
改正後の法第五十条第二項ただし書及び第三項、第五十条の二第四項、第五十五条第二項ただし書及び第三項、第五十八条第三項、第五十九条の二（改正後の法附則第六条の七（改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第五十九条の四第三項の規定、改正後の法附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項の規定（これらの規定を改正後の法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに改正後の法附則第六条の六（改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項に付する場合を含む。）の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。  
改正後の法第六十一条の二第三項の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

○林道君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

共済関係二法律案は、厚生年金保険における年金額の引き上げに伴い、国家公務員及び公共企事業体の各共済組合から支給する退職年金等について、その額のうち通算退職年金の額の算定方式に準じて算定する場合の定額部分の額及び通算退職年金の定額部分の額をそれぞれ引き上げるとともに、退職年金等の最低保障額の引き上げを行い、昭和五十五年六月分に遡及して実施しようとするものであります。

委員会におきましては、新法の寡婦加算額引き上げの必要性、共済年金制度基本問題研究会の性格とその検討項目、国鉄財政再建と共済年金財政建て直しとの関係等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、二法律案ともいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永正利君） 日程第五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長 長龜長友義君。

審査報告書

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月十三日

地方行政委員長 龜長 友義  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、厚生年金保険における年金額を引き上げに伴い、地方公務員等共済組合法による退職年金等について、算定の基礎となる定期的な部分の額及び最低保障額を引き上げようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

当委員会は、第九十一回国会において、地方公務員等共済組合法の充実を図るため、懲戒処分者に対する年金の給付制限の再検討、既給一時金控除の方法等の改善など、各般にわたり決議したところである。政府においては、これらの諸点について、引き続き善処するとともに、最近の経済事情にかんがみ、とくに切実な問題となつてゐる遺族年金の給付水準の引上げ及び退職年金等の最低保障額の引上げ、並びに長期給付に要する費用の公的負担分の他の公的年金との整合性については、検討を続け、適切な措置を講すべきである。右決議する。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十一月七日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 德永 正利殿

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(地方公務員等共済組合法の一部改正)  
第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第七十八条の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」と、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十条第三項第一号及び第八十一条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第三条

昭和四十二年度以後における地方公務員

を「四十九万二千円」に改める。

第八十七条の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第九十条第五項第一号中「一萬九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第九十三条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第九十三条の四中「四十三万二千円」を「五十万七千六百円」に改める。

附則第二十条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

附則第二十四条第一項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

別表第三中「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

附則第二十四条第一項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

〔地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正〕

〔地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改止する。〕

第六十条第一項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第四十二条中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第一百四十三条の四第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

〔第四十三条の十五中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。〕

〔昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(一部改正)〕

〔第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。〕

等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のよう改正する。

第十条の五第一項中「第三項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の二項を加える。

昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、第十条の五第一項」とあるのは「第十条の五第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

前二項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

〔施行期日等〕

この法律は、公布の日から施行する。

第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)の規定、第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(一部改定)による改正後の昭和四十二年度以後における地

する法律の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

改正後の法の規定(改正後の法第八十二条第

三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定を除く。)及び改正後の施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に付されたものに付する。

改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付以後適用する。

前二項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付以後適用する。

改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付以後適用する。



